



保護司会報

平成29年7月31日発行 北多摩北地区保護司会
発行責任者 会長 野崎重弥

わが街紹介(小平市) 小平駅南口「西武沿線」の花壇



転換期を迎え

北多摩北地区保護司会
会長 野崎重弥

五月の定期総会で会長に再任いただきました。平成二十年の更生保護法施行以降保護司を取り巻く状況は大きく変化し、新制度や新法の制定など矢継ぎ早に施策が打ち出されています。この様な状況下で引き続き会長の任を戴きましたことを重く受け止めます。同時に、身の引き締まる思いでございます。

また、引き続き多摩地区保護司会連絡協議会会長、東京都保護司会連合会常任理事に就任させて頂きました。多摩地区保護司の現状や課題を引き続き提起し、保護司制度の発展に繋げていく事が私の使命と考えます。今後とも皆様のご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます。

さて、昨年施行された刑の一部執行猶予制度に伴う保護観察対象者が六月には保護司のもとに参りました。新制度に伴う対象者ですから、正直手探りの部分もあると思います。課題を理事会で共通認識し、各分区にお知らせできる体制を確立し、地区保護司会挙げて対応して参りたいと思います。更に再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴う、地方公共団体における地方再犯防止推進計画を定める努力義務が、今後どの様な形で保護司の職務と関連が出て来るか、まだまだ不透明ではあります。今後とも地区保護司会の発展のため努力して参りますので皆様のご協力をお願い申し上げます。

再犯の防止等の推進に向けて



東京保護観察所
立川支部長
前川 洋

このたび、ご縁あり、立川支部管内の更生保護関係者の皆様と再び一緒に仕事をさせて頂いていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひします。

さて、東京保護観察所では平成二十九年度の重点事項として、①再犯防止に向けた取組の充実強化
②保護司の安定的確保及び保護司活動の充実等について掲げております。

ここ数年、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行の防止、安全・安心に暮らせる社会の構築を図るために犯罪をした人や非行のある少年を、社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員とし再び地域社会に受け入れることの重要性が指摘されています。

昨年末には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し国及び地方公共団体の責務を明らかにした基本理念等が定められました。

小平・東村山・清瀬・東久留米・西東京における再犯防止のためには、国の行う施策とともに、地域の状況に応じた地方公共団体との取組が有効であると考えられます。今後は国、そして更生保護関係者の皆様方の御協力を得ながら、地方公共団体とのさらなる連携強化を図り、社会全体で立ち直りに向けた支援を充実させていくこととなります。

北多摩北地区保護司会の皆様には、これまで社明行事の実施などさまざまな場面で地域に根ざし、地域と共に歩みながら立ち直りを支える様々な活動を着実に実践していただいておりますが、この法律による具体的な取組の第一歩を本年度は踏み出すこととなります。保護観察所としても、これまでの実績を大切にし、さらなる充実発展に向けて力を尽くす所存ですので、御協力方どうぞよろしくお願ひします。

着任挨拶



統括保護観察官
山田 保

平成二十九年四月一日付けをもって岐阜保護観察所から転任してまいりました。どうぞよろしくお願ひいたします。さて、私が属しています立川支

部保護区班には十二名の保護観察官が配置され、地区主任官業務のほか事件係業務や薬物処遇施策業務等に従事しています。

我が国の犯罪傾向は、近年、発生件数、認知件数共に減少傾向にあります。一部は、薬物事犯や窃盗など一部の犯罪については、その再犯率が高水準で推移しており、これら犯罪の再犯率を抑制していくことが、政府における重要課題の一つとなっております。

この課題をクリアしていくには、これまで以上に国と地方機関が緊密に連携していくことはもちろんのこと、民間団体等の皆様方のお力添えをいただきつつ、当事者に携わる地域支援の体制を確立していくことが急務となっております。北多摩北地区の皆様方には、引き続きのご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

着任挨拶



保護観察官
藤沢彦一郎

平成二十九年四月一日付けで、北多摩北地区を担当することになりました。私自身は、東京調布の生まれ育ちですので、多摩地区は非常になじみのある、そして、思い出深い懐かしい場所です。自分の地元と

まではいかないかもしれませんが、程近い地域のお役に立てることを幸いと思っております。もとより微力ではありますが、一所懸命に励む所存ですので、よろしくお願ひ申し上げます。

清瀬分區は、公共施設を多く抱えているせいかもしれません。先日訪問させていただいた際には、多くの雑木林が残っており、初夏の日差しを浴びた新緑の木々が美しく、印象的でした。木漏れ日の下を歩くと、すがすがしい風に出会えました。

また、少年時代を思い出させてもらえる雑木林を見せてもらえることをちよつと楽しみにして、事件等、様々な要件で、まめに訪問させていただければと思っております。

多摩連理事会報告

平成29年5月23日に多摩連理事会が開催され、野崎重弥会長が再任されました。今年度の主な変更点は次のとおりです。

- 平成30年度より、分担金額が変更されます。
1,600円×保護司定数 → 1,800円×保護司実数 (当該年度4月1日現在)
- 規約改正
第6条 理事定員 80名以内 → 90名以内
- 専門部規程改正
第2条 各専門部定員 20名以内 → 25名以内
第3条 ①各地区保護司会総務部との連携 → ①各地区総務部等との連携

平成二十九年北多摩北地区保護司会総会

総務部 下村 咲子

平成二十九年度の北多摩北地区保護司会の総会は、五月十二日(金)午後一時三十分から東久留米市市民プラザホールで開催されました。会員数一二四名の内七八名(委任状三十九名を含む。)で総会の成立宣言となり総会議事次第通り、議事がすすめられました。野崎重弥会長の挨拶に続いてご来賓の祝辞と紹介があり、議事となりました。

議長には佐藤満雄氏(西東京分區)、小金井勉氏(東久留米分區)が選任され、平成二十八年度事業報告、収支決算と監査が報告され、原案どおり承認されました。次に、平成二十九年度事業計画・収支予算(案)が提案され承認されました。また、平成二十九年度、三十年度役員改選(案)が提案され承認されました。次に会則の一部改正(案)役員選出等についての申し合わせ事項の一部改正について提案があり、すべて承認されました。



2017/05/12

第二部 講演会

テーマ「これからの更生保護について」

講師 東京保護観察所立川支部長

前川 洋氏

一、更生保護法が施行されて十年大変な時代がきていると感じている。平成十五年、十六年あたりには重大な事件がおきたり、所在不明の対象者が事件を起こしてしま

ったり、少年事件があり、少年には甘いのではなどの背景があり、更生保護法が施行されることとなりました。遵守事項が明示化され違反したらペナルティが科せられることとなりました。また、それぞれの犯罪に応じて処遇プログラムが充実強化されました。薬物事犯、性犯罪事犯等それぞれに応じたプログラムできめ細やかな対応をし、保護観察対象者を更生に導き再犯防止を願うわけですが、どうしても保護司の皆様には負担が増えているのではないのでしょうか協力をお願いせざるを得ないのが現実です。また、就労の問題もクローズアップされています。ことが再犯防止につながるから、ハローワークに専用の担当者の配置がされています。また、帰る場所のない観察対象者の環境調整強化と施設を増やすことも、課題です。ここにきて、高齢者や障害者向けにも専門スタッフの必要性は言われているところです。さまざまな課題は広く多くの団体や市、福祉部門との連携も考えていかなければと思っています。

二、直近のこと

刑の一部執行猶予制度の中、支

部管内でも二件(今日現在) どうしても保護観察期間が長くなるわけですが、普段の処遇の中では変わりなく、いろいろなことは協力しながらと思いますのでよろしくお願い致します。

三、いつから日本人は・・・

最近、思うことはいつから日本人は変わってしまったのかと。やたらと一九六九年にもどる自分があります。自分の生い立ちを振り返ると、育つ過程の中で、父は外、母は内、子ども中心で世の中は動いていたように思います。最近は何となくユニットというか「個」になっているような気がします。世帯数は増えているが、個になっているように思えてならないのです。犯罪非行の中でも孤立化している。世の中の中のしくみが変わってきている中、つないでいくことも大切なのではないかと、メールでやりとりしていても会ってなんぼなのかなと。会話が減っていることが気になり、共有していたものを思い出しながら孤立化をさけたいと考えています。

対象者は我々が思っている以上に孤立しているのではないかと考えている昨今です。



西東京分区
住田 佳子

「光陰矢の如し」の言葉通り、二十七年という歳月が「あつ」という間に過ぎて行きました。

一家庭の主婦が、PTAの活動から地域や社会に目を向け始めた頃に、保護司を拝命したのです。

当時はPTA会長になると、PTAの枠で、社会教育委員や青少年問題協議会委員などが振り分けられていました。その中で私は、行政と繋がり、今年のNHKの朝ドラではありませんが「玉子」が「ひよこ」に「ひよこ」が「鶏」になるように成長させてもらったのだと思います。そして今回の受章にもつながったのでしょう。

保護司としては、中学校在校生から八十才を過ぎた高齢者まで、多くの人とかかりました。一人一人は気の小さな、要領の悪い人が多かったような気がします。その中で私はただひたすら話を聴く役に徹しました。ただそれだけ。今後もこの賞に恥じることはないよう、今担当している一号観察の青年と向きあっていると思っております。

人事 往来

○新任保護司

左記の方が新たに保護司として委嘱されました。どうぞよろしくお願ひします。

平成二十九年五月十五日付



小平分区
藤田 英子



清瀬分区
岩本 重雄



東久留米分区
小山 典子



西東京分区
新井 守彦



西東京分区
村田 正明

○転任保護司

国分寺分区から転任
平成二十九年五月十五日付



小平分区
大竹 眞澄

○任期満了

左記の方が任期満了、在職中のご活躍に敬意を表し、ご紹介いたします。

平成二十九年五月十四日付

當麻 洋一(東村山分区)
在職十六年

榎本 和子(東久留米分区)
在職二十六年

○退任保護司

平成二十九年三月三十一日付

山中 勝実(東村山分区)
在職十四年

木本 芳子(東村山分区)
在職十年

神作 哲夫(東村山分区)
在職二年

〈表紙写真説明〉
小平駅南口
「西武沿線一の花壇」
(小平分区)

小平市は昭和三十七年十月一日に市制を施行。この時の人口は七万人を超える日本最多の町の人口であった。平成二十四年に市制五十周年を迎え、周年記念行事に「全日本花いっぱい小平大会」をルネ小平で開催した。これを契機に、毎年春・秋、花植えボランティアの皆様の協力を得て、小平駅南口に花壇作りが行われ、「西武沿線一の花壇」と我が市の自慢としているところです。

平成二十九年度・三十年度
広報部員の紹介

広報部長

- 島崎 宣治(東久留米分区)
- 永澤 清子(西東京市分区)
- 斉藤 信也(西東京市分区)
- 前田 保正(小平分区)
- 山本眞理子(小平分区)
- 小松 建二(東村山分区)
- 滝川 桜子(東村山分区)
- 小林 良子(清瀬分区)
- 野島 芳夫(清瀬分区)
- 衛藤 裕子(東久留米分区)
- 古見 美子(東久留米分区)

事務局 西東京分区

TEL 〇四二(四三八)四〇二四
FAX 〇四二(四二三)四三三一